

奈良県産材住宅支援事業商品券交付申請書

平成 年 月 日

奈良県知事 殿

申請者 ^{ふりがな} 氏 名 ㊟

住 所 〒 _____
※県商品券の発送先
となります。

電話番号 () _____

代理申請者 事業者名
^{ふりがな}
担当者名 ㊟

担当者連絡先 () _____

平成23年度において、奈良県産材住宅支援事業商品券の交付を受けたいので、奈良県産材住宅支援事業商品券交付要綱第6の規定により、次の関係書類を添えて申請します。

1 県商品券の交付額 **①+②の合計額** _____ **円**

交付額内訳

①構造材分	_____	円
②内装材分	_____	円

2 添付書類 ※裏面参照

3 新築木造住宅の住所 奈良県

2 添付書類

■国の住宅エコポイント発行通知済みの場合、

- (1) 住宅版エコポイント制度のポイント発行通知書（ポイント通知ハガキ）の写し
※ エコポイント通知書に、アカウント（個人ID・パスコード）の記載がある場合は、その部分が写らないように、エコポイント通知書をコピーしてください。
- (2) 住宅版エコポイント申請に係る以下の添付書類
 1. 工事証明書（新築）（工事施工者の名称、住所、建設業許可番号（許可業者の場合）、工事期間、工事内容等が記載されたもの）の写し
 2. 確認済証の写し
- (3) 県産材の構造材・内装材使用内訳書
（＜構造材用＞様式第3号①、＜内装材用＞様式第3号②）
- (4) 製材業者等から徴収した構造材・内装材に使用した県産材の使用量のわかる書面
（主要構造材・内装材の県産材総使用量の納品伝票等の写し）
- (5) 奈良県内において伐採・生産された原木を製材加工した製品等であることの証明書
（奈良県産材証明書 様式第4号又はこれに代わるもの）
- (6) 代理申請を行う場合は、委任状（様式第2号）及び代理申請者の本人確認書類（健康保険証、運転免許証の写し等）
- (7) その他知事が必要と認めるもの

■国の住宅エコポイント発行予定（未発行）の場合、

※エコポイント発行がまだの、木造住宅の新築の場合は、建築基準法による中間検査の終了以降（小屋組工事完了又は内装工事完了以降）の交付申請となります。

- (1) 建築工事請負契約を締結した請負先の、建設業法（昭和24年5月24日法律第100号）第3条第1項の規定による建設業の許可証（建築一式工事）の写し
- (2) 建築基準法第6条第1項の規定による建築確認済証の写し（建築確認申請が不要なものは、建築基準法第15条第1項の規定により届け出た建築工事届の写し）
- (3) 県産材の構造材・内装材使用内訳書
（＜構造材用＞様式第3号①、＜内装材用＞様式第3号②）
- (4) 製材業者等から徴収した構造材・内装材に使用した県産材の使用量のわかる書面
（主要構造材・内装材の県産材総使用量の納品伝票等の写し）
- (5) 奈良県内において伐採・生産された原木を製材加工した製品等であることの証明書
（奈良県産材証明書 様式第4号又はこれに代わるもの）
- (6) 中間検査合格証（建築基準法第7条の3第5項）の写し
（中間検査が必要なものに限る）
- (7) 住宅版エコポイント申請に係る以下の添付書類
ポイント発行の対象であることを証明するための第三者機関が発行する証明書
- (8) 小屋組工事完了写真・内装工事完了写真
（小屋組工事・内装工事完了後に撮影したもの ※写真は、現像またはプリントアウトし、A4サイズの台紙にはがれないように貼り付けて、小屋組工事・内装工事完了年月日を記載してください。）
- (9) 代理申請を行う場合は、委任状（様式第2号）及び代理申請者の本人確認書類（健康保険証、運転免許証の写し等）
- (10) その他知事が必要と認めるもの